

2019年1月18日 全4頁

情報の利活用に伴う 金融機関の業務範囲規制の見直し

金融制度スタディ・グループ

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2019年1月16日、「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」が公表された。
- 報告では、金融機関の業務範囲規制の見直しに関連して、①保有する情報を第三者に提供する業務であって銀行業に何らかの形で関連するものを銀行本体が営むことを可能とする。②保険会社、第一種金融商品取引業者等についても、①の業務に相当する業務を本体が営むことを認める。平成28年の銀行法等の改正で、銀行が子会社とすることを認められた高度化等会社（いわゆるFinTech企業など）に相当する会社を保険会社が子会社として保有することを認めることを提言している。
- 早ければ、2019年通常国会にも関連法案が提出されるものと思われる。

はじめに ～金融制度スタディ・グループ～

2019年1月10日、金融審議会金融制度スタディ・グループ（金融制度SG）の平成30事務年度第6回会合が開催され、「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告（案）」が提出され、大筋で了承された¹。16日には、最終的な「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」（以下、「報告」）が公表された²。

金融制度SGは、近年のITの進展などに伴う、金融サービスのアンバンドリング、金融・非金融を組み合わせたリバンドリング、異業種からの金融サービス参入などを受けて、従来の銀行、証券、保険などといった業態別の金融規制を改め、同一の機能・リスクには、同一の規制を課すという「機能別・横断的な金融規制」のあり方を検討するために2017年に設置された。2018年6月には、「中間整理」³を公表している。

¹ 金融庁ウェブサイト (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/seido-sg/siryoku/seido_sg30-6.html) に掲載されている。

² 金融庁ウェブサイト (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190116.html) に掲載されている。

³ 金融庁ウェブサイト (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20180619.html) に掲載されている。なお、拙

その後、金融機関による情報の利活用や、いわゆるプラットフォームに対する規制のあり方などについて、さらに深掘りする議論が進められている。今回、取りまとめられた「報告」は、金融機関による情報の利活用に関連する金融機関の業務範囲規制に関わるものである。

なお、金融制度 SG は、「議論が収束したものから取りまとめ、対応を求めていく」という方針を取っている。今回の「報告」も、金融制度 SG が議論している多くのテーマの中から一部を先行して取りまとめたものである。金融制度 SG の審議はさらに継続される予定である。

「報告」のポイント

「報告」の概要をまとめると次のようになる。

- 伝統的な金融機関の業務範囲規制について、次のような見直しを行う。
- ①保有する情報を第三者に提供する業務であって銀行業に何らかの形で関連するものを銀行本体が営むことを可能とする。
 - ②保険会社、第一種金融商品取引業者等についても、上記①の業務に相当する業務を本体が営むことを認める。
 - ③平成 28 年の銀行法等の改正で、銀行が子会社とすることを認められた高度化等会社（注 1）に相当する会社を保険会社（注 2）が子会社として保有することを認める。

（注 1）「情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社」（銀行法 16 条の 2 第 1 項 12 号の 3）。いわゆる FinTech 企業などが想定される。

（注 2）第一種金融商品取引業者（証券会社等）には、特段の子会社の範囲規制は課されていないので、理論上、現行法の下でも高度化等会社を子会社にすることは可能である。

このような業務範囲規制の見直しを行う背景について、「報告」は、次のように説明している。

近年、金融と非金融の垣根を越えた情報の利活用により、一般事業会社やフィンテック事業者を中心に、従来は存在しなかった利便性の高いサービスを提供する者が出現しつつある。こうした流れが拡大していく中で、「報告」は次の 2 点に留意すべきであるとする。

- (a) 情報に関するルールのあり方（個人情報保護、情報保護と利活用との両立など）
- (b) 情報の利活用の社会的進展を踏まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方

ところが、(a)は、金融制度 SG の役割を超えるものであり、金融分野だけに限定される問題ではない。そのため、「報告」は、「分野横断的に検討を行うことが必要である」⁴と述べるにと

稿「ITの進展、金融サービスのアンバンドリングなどに対応した機能別・横断的な金融規制の『中間整理』」（2018年6月20日付大和総研レポート）も参照

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20180620_020161.html。

⁴ 「報告」 p. 3。

どまっている。

(b)について、「報告」は、伝統的な金融機関（銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等）が、「一般事業会社等による情報の利活用が進展する中で変化を迫られている」⁵という現状を指摘する。そうした中で、伝統的な金融機関が、社会全体の変化に適切に対応していく環境を整備するためには、現行の厳格な業務範囲規制の見直しが必要である、という考え方にに基づき、前記①～③の見直しを提言している。

今後の予定

今回の「報告」に沿って、早ければ2019年通常国会にも関連する法案が提出されるものと思われる。

なお、前述の通り、金融制度SGは、今後も引き続き機能別・横断的な金融規制の検討を進めることが予定されている。その検討の過程において、業務範囲規制について追加的な見直しが行われる可能性がある。

若干のコメント

実質的な審議の時間が短かったこともあり、今回の「報告」が提言する業務範囲規制の見直しは、情報の利活用に関する、比較的、小規模な見直しにとどまるものと言えるだろう。

もっとも、新たに本体業務として認められる、保有する情報を第三者に提供する業務であって銀行業/保険業/第一種金融商品取引業に何らかの形で関連するもの、が何を意味するのか、特に具体的な説明がなく、イメージがつかみにくい。そのため、既存の金融機関がこれをどのように活用することになるのかも、現時点では明らかではない。

少なくとも、この見直しが行われたからといって、顧客の利益や意思を無視して、金融機関とそのグループ会社との間で好き勝手に顧客情報を共有することや、個人情報保護法を無視して顧客情報を外部に垂れ流すことが許されるわけではない、と考えられる。

まず、ここで想定されているのは、金融機関が保有する「情報を第三者に提供する業務」であり、その逆（金融機関が第三者から情報を入手する）ではない。次に、情報を提供する金融機関の本業（銀行業/保険業/第一種金融商品取引業）と「関連するもの」という限定が付されている。本業と無関係なことに情報を提供することは対象外ということになる。

以上のことを踏まえると、私見だが、例えば、既存の金融機関が外部の非金融企業（例えば、IT企業、プラットフォーマーなど）と提携するようなケースが、この業務に該当するのかもしれない。いずれにせよ、最終的な法律案などを確認しなければ確たることは言えない。

⁵ 「報告」 p. 3。

なお、「情報を第三者に提供する」という点では、いわゆる「情報銀行」⁶とも共通点が考えられなくはない。しかし、本業（銀行業/保険業/第一種金融商品取引業）と「関連するもの」としてどのような行為までが認められるのか、本業に関連するものという制限の中で現実に「情報銀行」としての機能が発揮可能なのか、といった問題点が指摘できるだろう。

⁶ 情報銀行については、藤野大輝『「情報銀行」の事業化に向けた始動』（2018年11月20日付大和総研レポート）など参照（https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181120_020456.html）。
なお、金融制度SGにおいても、情報銀行や情報信託に関するヒアリングが行われている。2018年9月25日開催会合資料6～8参照（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/seido-sg/siryou/seido_sg30-1.html）。